

質屋営業許可の取扱いに関する訓令

(昭和38年12月25日警察本部訓令第32号)

(沿革) 昭和41年12月警察本部訓令第15号、45年6月第10号、57年3月第11号、58年3月第6号、平成6年5月第11号、10月第18号、10年8月第9号改正

警 察 本 部
警 察 署

質屋営業許可の取扱いに関する訓令を次のように定める。

質屋営業許可の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)および質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。)に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(意見等の調査)

第3条 警察本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、委員会が許可しないことを決定しようとするときは、法第3条第2項の規定に基づき通知書(別記様式第1号)を署長経由の上、申請者に交付するものとする。

2 署長は、前項の申請者からの意見及び証拠の提出があつたときはその事実について調査し、意見を添えて本部長に進達しなければならない。

(不許可処分の通知)

第4条 生活安全企画課長は、法第2条第1項の許可申請について、委員会において不許可の決定があり、法第3条第3項により通知する場合は、不許可通知書(別記様式第2号)を署長経由の上、申請者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の不許可通知書を交付したときは、その交付を確認すべき書類を徴し、事実を明らかにしておかなければならない。

(許可証の発行)

第5条 質屋許可証(以下「許可証」という。)の許可番号は、所轄警察署ごとの一連番号とし、許可番号の前に当該警察署のかしら文字(岩手警察署は岩手とする)を付するものとする。ただし、廃業等により欠番が生じた場合は、その番号を新規許可番号とすることができる。

(質屋営業許可台帳等)

第6条 警察署に、質屋営業許可台帳(別記様式第3号)を備え、許可証を発行するとき登録し、許可証が法第9条第1項第2号の場合を除き返納された場合削除しなければならない。

2 生活安全企画課長及び署長は、法第2条及び法第4条第1項の許可があつた場合は、当該許可申請書を許可期間中保存しなければならない。

3 生活安全企画課長及び署長は、前項の許可者から、規則に定める申請及び届を受理し処理したときは、該書類を前項の申請書に添付保存しなければならない。

(許可証の書換え)

第7条 署長は、規則第12条第1項の規定による許可証の書換えは次により行うものとする。

(1) 管理者の新設の場合は、許可証の管理者の欄に管理者の住所及び氏名を記載し異動事項欄に管理者を新設した旨およびその許可年月日を記載し、委員会印を押印すること。

(2) 前号以外の場合は許可証の書換えすべき個所を朱線で抹消し、異動事項欄に変更事項およびその年月日(当該変更事項が許可にかかわる場合は許可、届出にかかわる場合は受理年月日)を記載のうえ、委員会印を押印すること。

(許可証の再交付)

第8条 署長は、規則第13条の規定による許可証を再交付するときは、許可証異動事項欄に再交付の旨および再交付年月日を記載し、委員会印を押印するものとする。

(届出事項の処理)

第9条 署長は、規則第7条、第8条第1項、第9条、第14条および法第15条第2項の届出を受理したときは、次の措置をとるものとする。

(1) 規則第7条、第8条第1項の場合は、許可証異動事項欄に届出を受理した旨および受理年月日を記載し、委員会印を押印すること。ただし許可証の書換えとなる事項についてはこの限りでない。

(2) 規則第9条の場合は、届書1通に届出を受理した旨および受理年月日を記載し、委員会印を押印して届出者に交付すること。

(3) 規則第14条および法第15条第2項の場合はすみやかに必要な措置をとること。

2 署長は、規則第9条による届出を受理した場合は、質物保管設備変更報告(別記様式第4号)により本部長に報告しなければならない。

第10条 削除

(差止)

第11条 署長は、法第23条の規定により保管を命ずるときは保管命令書(別記様式第5号)を交付して行ない、その必要がなくなつたとき解除するものとする。

2 前項の解除は、口頭でその旨通告して行うものとする。

(行政処分の上申)

第12条 署長は、法第25条第1項各号に該当し、行政処分の必要があると認めたときは、所要の事項を調査し、質屋営業行政処分上申書(別記様式第6号)に資料を添え本部長に上申しなければならない。

(他公安委員会に対する通知)

第13条 生活安全企画課長は、委員会において行政処分を行い、第27条第2項の規定により他の公安委員会に対し通知する場合は、通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

2 署長は、法第27条第1項の規定により他の公安委員会に対し通知する場合は前項の通知書によるものとする。

第14条 削除

(申請書、届出書の様式)

第15条 法、規則の定めるところにより、委員会に提出する申請書及び届出書は別記様式第8号から第18号までによるものとする。

(許可証用紙の受払)

第16条 生活安全企画課長及び署長は、許可証用紙受払簿(別記様式第19号)を備え、受払の都度記入し、その受払の状況を明らかにしておかななければならない。

2 署長は、書き損じた許可証用紙は関係進達書類に添付しなければならない。

(手数料の確認)

第17条 署長は、手数料確認台帳(別記様式第20号)を備え、手数料の納付があつた都度記載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

附 則

この訓令は、昭和39年2月1日から施行する。

、

中 略

、

附 則(平成10年8月19日警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年8月19日から施行する。

住所 様	発第 年 月 日 号
岩手県公安委員会	
通 知 書	
年 月 日付け許可申請のあつた質屋営業については、次の理由により許可しない方針であるから通知します。	
この通知書到着の日から10日以内に許可を受けるための意見を述べ、又はその証拠を提出することができます。	
理 由	
備 考	
1 特に理由がなくて10日以内に意見を述べ証拠の提出がないときは、その機会を放棄したものとみなします。	
2 意見を述べ又は証拠を提出するときは、所轄警察署を経由して下さい。	
----- 切り取り線 -----	
受 領 書	
岩手公安委員会 殿	年 月 日
	氏 名印
月 日付け	発第 号の通知を受領しました。

発第 号
年 月 日

住 所

様

岩手県公安委員会

不 許 可 通 知 書

年 月 日付け許可申請のあつた質屋営業については、次の理由により許可しないので通知する。

理 由

別表様式第4号（第9条関係）

発第 年 月 日 号 岩手県警察本部長 殿 警察署長		
質物保管設備変更報告		
届出者の住所、氏名 及び生年月日（法人 の場合はその名称、 主たる事務所の所在 地及び代表者の住所 氏名生年月日）		
営 業 所 の 名 称		
営 業 所 の 所 在 地		
許 可 番 号		
変 更 内 容		
工 事 の 着 手 、 及 び 完 成 年 月 日		
処 理 月 日		
	関 係 条 文	
	規 則 第 九 条	

別記様式第5号(第11条関係)

(営 業 者) 様		発 第 年 月 日	号
		警 察 署 長	印
保 管 命 令 書			
質屋営業法第23条の規定により、次のとおり保管を命ずる。			
保 管 期 間			
保 管 場 所			
保管すべき物品の種類数量			
保管を必要と認めた理由			
----- 切り取り線 -----			
受 領 書			
警 察 署 長 殿		年 月 日	
		氏	名 印
月 日 付 け	発 第	号の保管命令書を受領しました。	

別表様式第6号（第12条関係）

発第 年 月 日 号	
岩手県公安委員会 殿	
警察署長	
質屋営業行政処分上申書	
被上申者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、所在地、代表者の住所氏名及び生年月日）	
許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
違 反 事 実	

関係条文
法律第二十五条

別記様式第 6 号 (第12条関係)

違 反 事 実	
行政処分を必要と認めた理由	
行 政 処 分	
署 長 意 見	

別記様式第7号（第13条関係）

公安委員会 殿		発第 号	
		年 月 日	
		岩手県公安委員会	
通 知 書			
質屋営業法第27条の規定により通知します。			
違反者（被行政処分者）本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、所在地、代表者の本籍住所及び生年月日）			
営業者との関係			
許 可 番 号		許可年月日	
違 反 事 実			

別記様式第 8 号 (第15条関係)

質屋営業許可申請書 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 申請者 氏 名印	
申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
管理人を定めたとき、又は法定代理人のあるときは、その本籍、住所、氏名及び生年月日	関係条文
添付書類	規則第二条

別記様式第9号（第15条関係）

<p>質屋営業所移転許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岩手県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名印</p>	
<p>申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、生年月日）</p>	
<p>営業所の名称</p>	
<p>営業所の所在地</p>	
<p>営業所を移転しようとする場所</p>	
<p>移 転 事 由</p>	
<p>添 付 書 類</p>	

関係条文
規則第四条

別記様式第10号（第15条関係）

質屋営業管理者新設（変更）許可申請書 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 申請者 氏 名印	
申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
新設（変更）しようとする管理者の本籍、住所、氏名及び生年月日	
管理者を新設（変更）する事由	
添付書類	

関係条文
 規則第五条

別記様式第11号（第15条関係）

質 屋 営 業 廃 業 届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出者 氏 名印	
届出者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所及び代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
廃業の年月日	
質契約を終了するための期限	

関係条文
 規則第六条

別記様式第12号（第15条関係）

質屋営業休業（休業期間延長、再開）届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出者 氏 名印	
届出者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
休業（休業期間延長）の期間又は再開の年月日	
休業（休業期間延長、再開）の事由	
	関係条文 規則第七条

別記様式第13号（第15条関係）

質屋営業内容変更届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出者 氏 名印	
届出者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
変更事実	関係条文 規則第八条
変更事由	
添付書類	

別記様式第14号（第15条関係）

質物保管設備変更届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出者 氏 名印	
届出者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
変更内容	関係条文 規則 第九条
工事の着手及び完成予定年月日	
添付書類	

別記様式第15号（第15条関係）

質屋死亡（解散、消滅）届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出者 氏 名印	
届出者の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに死亡者との続柄	
営業所の名称	
営業所の所在地	
死亡した営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合は、解散又は消滅前の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）	
死亡（解散、消滅）年月日	
質契約を完了する期限	
質契約を終了させる者の住所、氏名	
	関係条文 規則第十條

別記様式第16号（第15条関係）

質屋営業許可証書換申請書 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 申請者 氏 名印	
申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
許可証記載事項の変更事項	関係条文
添付書類	規則第十二条

別記様式第17号（第15条関係）

質屋営業許可証再交付申請書		年 月 日
岩手県公安委員会 殿		
申請者 氏		名印
申請者の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名、生年月日）		
営業所の名称		
営業所の所在地		
許可番号		
許可証交付年月日		
申請事由		
	関係条文	規則第十三条

別記様式第18号（第15条関係）

質屋営業許可証亡失（盗難）届 年 月 日 岩手県公安委員会 殿 届出人 氏 名印	
届出人の本籍、住所、氏名及び生年月日（法人の場合はその名称、事務所の所在地、代表者の住所、氏名、生年月日）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
許可証の番号	
許可証交付年月日	
亡失（盗難）の日時	
亡失（盗難）の場所	
亡失（盗難）の概要	
	関係条文 法第八条第三項

